



たつの市公告第36号

たつの市3D都市モデル整備活用業務委託に係る公募型プロポーザルについて

たつの市3D都市モデル整備活用業務委託に係る公募型プロポーザルを執行するので、下記のとおり公告する。

なお、本件については、たつの市契約規則（平成17年規則第40号）及びたつの市入札関係法令等に準じて行う。

令和5年4月11日

たつの市長 山本



記

1 事業の概要

(1) 業務名

たつの市3D都市モデル整備活用業務委託

(2) 業務の内容

令和5年度	① 都市計画基本図更新（中播都市計画区域） ② 3D都市モデル整備（中播都市計画区域） ③ ユースケース開発 （浸水シミュレーションデータの3D可視化による市民の防災意識啓発） ④ オープンデータ化（中播都市計画区域） ⑤ 都市計画情報システム更新（中播都市計画区域）
令和6年度	① 都市計画基本図更新（中播都市計画区域以外） ② 3D都市モデル整備（中播都市計画区域以外） ③ ユースケース開発 （重伝建地区における延焼シミュレーションによる市民の防災意識啓発） ④ オープンデータ化（中播都市計画区域以外）

(3) 業務内容の詳細

別紙「たつの市3D都市モデル整備活用業務委託 特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(5) 契約に関する事項

本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務は、必ずしも企画提案の内容に沿って実施するものではない。契約を行う際に、受託候補者と本市との協議により改めて見積りを徴取してから、契約締結交渉を行うものとする。

(6) 本業務の見積限度額

見積限度額の上限は、97,098,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

ア 令和5年度上限額

導入経費 63,098,000円(消費税及び地方消費税含む。)

イ 令和6年度上限額

導入経費 33,729,400円(消費税及び地方消費税含む。)

保守経費 270,600円(消費税及び地方消費税含む。)

※ 導入費用と保守費用の別が分かるよう、内訳書も提出すること。

※ 令和6年度から令和10年度までの保守業務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約を想定している。

当該保守業務については、別途令和6年度の業務開始に当たって再度見積もりを徴収の上、契約を締結するが、その見積額は、原則今回の見積額を上限として見積もること。また、令和7年度以降業務については、本調達にかかる予算が議決され、その予算が執行可能になることにより、効力が生じるものであることに了承の上、見積書を提出すること。

※ この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すもの。

※ 見積金額が見積限度額を超えた場合は、失格とする。

2 参加資格

本業務については、1者1提案とし、以下の資格要件を全て満たす者とする。

(1) たつの市入札参加資格登録名簿(測量・建設コンサルタント)において、測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量業者登録及び建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく建設コンサルタント登録(都市計画及び地方計画部門)があること。

なお、登録技術者については、参加資格項目ではあるが、評価項目にもなるため、「たつの市3D都市モデル整備活用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)」別紙1-1を参照すること。

(2) 公告日から契約締結日までに、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていないこと。

(3) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (4) たつの市入札参加資格制限基準(平成17年告示第93号)に規定する入札参加者の資格制限に該当しないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、これらの申立てがなされた場合であって、参加申込の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者は、この限りでない。
- (7) たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱(平成24年告示第1号)第3条に規定する入札参加排除措置を受けていないこと。
- (8) 以下に示す情報管理及び品質管理に係る認証資格を有すること。
- ア IS09001 品質マネジメントシステム
 - イ IS014001 環境マネジメントシステム
 - ウ ISO/IEC20000 ITサービスマネジメント
 - エ ISO/IEC27001 情報セキュリティマネジメントシステム
 - オ JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム(Pマーク)
- (9) 以下に示す業務実績を有すること。
- ア 数値地形図の作成又は修正(レベル1000、レベル2500)
 - イ 3D都市モデルデータ整備(同等の業務を含む。)
 - ウ 3D都市モデルユースケース開発(同等の業務を含む。)
 - エ 3D都市モデルオープンデータ作成(同等の業務を含む。)
 - オ 都市計画業務支援GIS導入
- ※ 本業務でいう「同等の業務」とは、「構造物の高さ情報及び属性情報を有する3Dデータを作成する業務」をいう。
- ※ ア～オについては、参加資格項目ではあるが、評価項目にもなるため、実施要領別紙1-1を参照すること。
- (10) 以下に示す各技術者を配置すること。

技術者区分	資格要件	実績要件(過去10年以内)
管理技術者	空間情報総括監理技術者	管理技術者、照査技術者又は担当技術者として3D都市モデルデータ整備(同等の業務を含む。)を完了した実績 ※上記(9)イに該当すること。
照査技術者	技術士(総合技術監理部門「都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」)又は空間情報総括監理技術者	
担当技術者	測量士	

※ 管理技術者の実績要件については、参加資格項目ではあるが、評価項目にもなるため、実施要領別紙1-1を参照すること。

3 スケジュール

実施内容	日程 (予定)
公告	令和5年4月11日 (火)
実施要領配布	// 4月11日 (火) ~ 4月17日 (月)
質問書の受付	// 4月13日 (木) ~ 4月19日 (水)
質問書の回答	// 4月26日 (水)
参加表明書の受付	// 4月26日 (水) ~ 5月 2日 (火)
1次審査結果通知	// 5月12日 (金)
企画提案書等の提出	// 5月15日 (月) ~ 5月26日 (金)
2次審査 (プレゼンテーション等)	// 6月初旬
2次審査結果通知	// 6月中旬
契約の締結	// 6月下旬

4 本プロポーザルに係る関係書類の公表

(1) 公表書類

- ア 公募型プロポーザルに係る公告
- イ 公募型プロポーザル実施要領
- ウ 様式
- エ 仕様書

(2) 公表方法

公表書類は、たつの市のホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.city.tatsuno.lg.jp/>

※トップページ⇒ビジネス・産業⇒入札・契約情報⇒たつの市3D都市モデル整備活用業務委託業務公募型プロポーザルの実施について

5 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和5年5月2日 (火) 必着

(2) 提出先

10に掲げる担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、上記期限までに必着のこと。また、提出書類の到着確認も行うこと。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年5月26日（金）必着

(2) 提出先

10に掲げる担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、上記期限までに必着のこと。また、提出書類の到着確認も行うこと。

7 審査の方法

(1) 審査委員会

3D都市モデル整備活用業務委託プロポーザル審査委員会を設置し、本プロポーザルに係る詳細事項の確認及び審査を行い、受託候補者を選定する。

(2) 1次審査

1次審査として、事務局が参加表明書等の記載内容について書類審査を行い、採点結果上位3者程度を選定する。上位3者程度の選定に当たり、同点の者があるときは、業務実績数の多い者を選定する。なお、参加表明者が1者の場合でも、プロポーザルは継続する。

(3) 2次審査

プレゼンテーションを実施し、3D都市モデル整備活用業務委託プロポーザル審査委員会委員10名が企画提案内容について採点評価する。また、提出された業務見積金額（本業務及び維持管理業務）について、事務局で評価点を算出し評価する。

企画提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、評価基準に沿って審査を行う。持ち時間は30分程度、質疑応答を20分程度とし、日程等詳細については、別途通知するものとする。

8 受託候補者の選定等

(1) 結果の通知

委員会の選定結果を基に受託候補者を選定する。

受託候補者として選定した者及びしなかった者に対し、結果通知書（2次審査）（様式第14号）により通知するものとする。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(2) 契約の手続き

(1)により第1受託候補者と提案内容について協議を行った上で改めて見積書を徴取し、契約締結交渉を行う。なお、契約締結交渉が不調のときは、第2受託候補者と契約締結交渉を行う。

(3) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、契約締結後に公表するものとする。

9 その他

- (1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 詳細は、別紙「たつの市3D都市モデル整備活用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

10 担当課

たつの市都市政策部都市計画課

住 所 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1

TEL 0791-64-3223

FAX 0791-63-2594

E-mail toshikeikaku@city.tatsuno.lg.jp